# 平成25年度入札・契約制度の改正について

平成25年4月1日から下記について入札・契約制度を改正します。

### 1 公共工事の前払金について

現在、請負金額が1件1,000万円以上で、かつ、工期が3カ月以上の建設工事については、請負金額の3割を超えない範囲内において4,000万円を限度として、支払いを行っているところであるが、今回の改正により請負金額の4割を超えない範囲内において1億円を限度として支払うものとします。

改正前		改正後	
前払率	前払限度額	前払率	前払限度額
30%	4,000万円	40%	1億円

# 2 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱について

① 適正な公共工事等の履行を確保するため、工事等に係る施工管理等が不良で、再三指示書による指摘をしても改善されない場合、2箇月の入札参加停止措置を行います。

#### 【該当例】

- 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置ができておらず、監督職員より数度に渡り、口頭による注意を受け、その後指示書による指摘を三度受けているにもかかわらず改善されないとき。
- 仮復旧舗装の合材が散逸し、通行人等に対し危険な状態であり、監督職員より数度 に渡り、口頭による注意を受け、その後指示書による指摘を三度受けているにもかか わらず改善されないとき。

② 建設業法違反により、同法第28条又は第29条に規定する処分を受けた場合(適正化法13条に違反し、処分を受けた場合を含む。)、2箇月から1年の入札参加停止措置を行っていましたが、入札参加停止措置要件及び入札参加停止期間を明確にします。

改正前				
措置要件	入札参加 停止期間			
(建設業法等 違反) 11 入札参加 資格者、有資格 業者又は使用 人が、次の各号 のいずれかに 該当したとき。	当該認定をした日から			
(1)~(2) 略 (3) 建設業法 に違 反し、同法第 29 条に規定する 処分を適正化と 13条に違反した ときを含む。)。	(1)~(2) 略 (3) 2箇月 から1年ま で			

改正後					
措置要件	入札参加 停止期間				
(建設業法等違反) 11 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、次の各号のいずれかに該当したとき。(1)~(2) 略(3) 経営規模等評価申請書若しくは総合評定値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次のア又はイの処分を受けた場合	当該認定をした日から				
ア 建設業法第 28条第1項 に基づく指示処分 イ 建設業法第28条第3項に 基づく営業停止処分	ア 6箇月イ 1年				
(4) 建設業法に違反し、次の ア若しくはイの処分を受けた 場合((3)の場合を除く。)又 は適正化法第13条に違反し、 アの処分を受けた場合					
ア 建設業法第28条 第1項 に基づく指示処分 イ 建設業法第28条第3項又 は第5項に基づく営業停止処 分	ア 2箇月イ 6箇月				
(5) 建設業法第29条に基づき、次のア又はイの許可取消処分を受けた場合ア 第1項第1号又は第3号に基づく取消処分イ 第1項第2号、第5号又は第6号に基づく取消処分	ア 6箇月 イ 1年				

## 3 水道管工事の入札参加資格要件等改正の実施について

① 水道管工事の発注業種について

水道管工事の発注業種は、給水装置工事(※)のみの工事を「管工事」、その他を「土木一式工事」とします。ただし、工事の主たる部分が給水装置工事と認められる場合は、「管工事」とします。(※給水装置工事とは、水道法で定義されている工事とします。)

② 配水管工事技術者について

平成25年4月1日より、水道管工事の適正な施工の確保を図るため、配水管工事技術者制度を実施します。

(1) 配水管工事技術者の資格

配水管工事技術者の資格は、次に掲げる者のうち、どちらかに該当する者とします。 ア (祖)日本水道協会の「配水管技能者登録(耐震登録)」に登録されている者。

- イ 日本ダクタイル鉄管協会が開催する「JDPA継手接合研修会(耐震管小口径)」を受講した者。(ただし、発注する工事の管種に対応した研修に限る。)
- (2) 配水管工事技術者の職務
  - ア 配水管工事技術者は、主任(監理)技術者とともに、水道管工事の水道管布設工 事に係る管理を行う。
  - イ 配水管工事技術者は、契約期間中、数回にわたり現場に赴き、施工内容等を確認 する。また、その証明として、現場で施工確認中の写真を撮影し、工事作業日報と ともに水道事業管理者に提出する。
- (3) その他

配水管工事技術者は、主任(監理)技術者と兼任できるものとします。

- ③ 入札参加資格要件の改正について
  - (1) 土木一式工事について、請負者に求める入札参加資格要件を以下のとおりとします。 ア 請負者は、土木一式工事に係る主任(監理)技術者の他、配水管工事技術者を常 時1名以上雇用すること。
    - イ 請負者は、土木一式工事に係る主任(監理)技術者の他、配水管工事技術者を3 ②のとおり配置すること。
    - ウ 請負者は、土木一式工事に給水装置工事を含む場合は、土木一式工事に係る主任 (監理)技術者及び配水管工事技術者の他、給水装置工事主任技術者を専任・常駐 配置すること。(別紙図 - 1のA)

また、請負者が給水装置工事を下請業者へ発注する場合にあっては、下請業者に、 給水装置工事主任技術者の配置をさせること。(別紙図 - 1のB)

なお、この下請工事施工期間においても、元請業者は主任(監理)技術者を常駐配置し、配水管工事技術者を「3②」のとおり配置すること。(別紙図-1のB)

- ※ 給水装置工事主任技術者の専任・常駐期間は、給水装置工事施工時とする。 (別紙図-2)
- (2) 管工事について、請負者に求める入札参加資格要件を以下のとおりとします。 ア 門真市の指定給水装置工事業者として登録していること。
  - イ 請負者は、管工事に係る主任(監理)技術者の他、給水装置工事主任技術者を常 時1名以上雇用すること。
  - ウ 請負者は、管工事に係る主任(監理)技術者の他、給水装置工事主任技術者を専任・常駐配置(専任期間は、竣工届が提出されるまでの間とする。常駐期間は、給水装置工事施工時とする。)すること。

#### (図-2)

